

尾鷲市分別収集計画

(六訂版)

平成 22 年 4 月

尾鷲市環境課資源リサイクル係

尾鷲市分別収集計画

平成 22 年 4 月 27 日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール製の容器、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	t	t	t	t	t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

○環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、ゴミ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

○過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街及びスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

○小売店等での買い物袋の持参の普及啓発

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の普及啓発、指導等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

（本市では、レジ袋の有料化を平成21年度9月より4社8店舗で実施）

○リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該
容器包装廃棄物の収集に係る分別区分

(法第8条第2項第3項)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、
分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、
収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶 (飲料缶・空き缶)
主として ガラス製の無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん (無色・茶色・その他)
主として紙製の容器であって飲料を充て んするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されて いるものを除く。例 酒類の紙パック等)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするた めのもの。	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であ って上記以外のもの。	白色の発砲スチロール製 食品トレイ (以下「白色ト レイ」と表記)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール缶 (飲料、空き缶)	t	t	t	t	t
アルミ缶 (飲料、空き缶)	t	t	t	t	t
無色の ガラス製容器	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t
茶色の ガラス製容器	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t
その他の ガラス製容器	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t
段ボール	t	t	t	t	t
紙パック	t	t	t	t	t

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ペットボトル	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t
白色トレイ	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t	(独自処理量) t

※引取量・・・指定法人又は認定特定事業者への委託量

独自処理量・・・本市直接契約業者（地元業者等）への搬出量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

○特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※ここでいう、直近年度（平成21年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績量についても、公表に備え別途整備することが必要である。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人	人	人	人	人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
%	%	%	%	%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、自治会等の登録団体による集団回収が進んでいるダンボール製容器等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第5項)

分別当初より、ペットボトルは、本市清掃工場にて選別・圧縮をし、一次保管をしている。白色トレイに関して、平成21年度よりインゴット処理をし、製品とし保管。また、上記以外の分別基準適合物等については、同清掃工場のストックヤード等に保管したのち、中間処理業者等へ直接搬入をしている。当面は増設等の計画はなく、現状のまま行う。

1 2 . その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第 8 条第 2 項第 7 号)

- ・自治会等の登録団体による集団回収を促進するために、奨励金（1 k g につき 5 円）の交付を行っている。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3 年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。